

中間報告（案）に対する主な市町村意見
【0731調整会議 0802全体調整会議】

資料 2

主な意見

検討項目(4)統合に伴うその他の費用削減について

1	市町村交付金	・守口市、寝屋川市、枚方市においては、一般会計の収入に大きな影響があり、統合がもたらすデメリットともいえる。法律上、交付金としては支出できないが、何らかの手立てが必要ではないか。
---	--------	---

検討項目(6)統合メリットの整理について

2	各ケースの選択肢	・選択肢②「ケースBの会計統合無し」については、42市町村の理解が得られない。 ・定性メリットを前面に出して42市町村議会を説得することは困難。 ・選択肢としては、①と③だけで良いのではないか。
3	各ケースの選択肢	・選択肢①「ケースAの会計統合無し」が大阪市として不可能であれば、42市町村としては、選択肢③「ケースBの会計統合無し」(※統合メリットを共有)しか無い。 ・統合メリットの共有方法としては、現在は市の一般会計に支払っている分担金を、統合後は企業団に支払うという理屈もあるのではないか。
4	各ケースの選択肢	・統合により料金がどれだけ下げられるかが重要。2円程度しか効果がないのであれば、市町村議会に統合案を提案できるかが心配。
5	各ケースの選択肢	・統合を申し入れた大阪市として、選択肢①「ケースAの会計統合無し」でいくのか、選択肢③「ケースBの会計統合無し」でいくのかについて、統合への意気込み・やる気を聞かせてほしい。 ・考え方が平行線のままでは首長や議会から理解を得ることが困難ではないか。
6	各ケースの選択肢	・統合により発現するメリットについては、全体の利益(メリット)を最優先で考えていただきたい。
7	各ケースの選択肢	・選択肢③「ケースBの会計統合無し」で「統合メリットを42市町村と共有」と記載されているが、大阪市が合意していないなら本当に可能なのか疑問。

検討項目(7)資産・職員等について

8	資産の承継	・資産の承継は重要な判断材料。早急に大阪市としての方針を整理していただく必要がある。
---	-------	--

検討項目(8)企業団議会について

9	ガバナンスの仕組み	・大阪市民にとっては大きな問題。十分に議論して詰めておく事が必要。
---	-----------	-----------------------------------

検討項目(9)大阪市水道局の人員削減について

10	合理化の実施時期・ 技能職員の身分	・大阪市として先に人員を整理してから企業団と統合するべき。企業団に人員削減を押し付けているように見える。42市町村の理解が得られるか疑問。
11	外郭団体の必要性・ 水道事業の業務区分	・企業団として外郭団体を活用するという考え方が無い中で、大阪市の提案を了承できるのか疑問。
12	外郭団体への随意 契約	・随意契約が可能なのか疑問。随意契約の年限など、大阪市として明確に整理いただかなければ理解は得られない。
13	大阪市水道局のスリ ム化	・水道事業を行うために必要な最小限の職員以外は、企業団に移管しないようお願いしたい。 ・企業団に人員整理をさせることは全く受け入れられない。例え大阪市の資産をすべて承継でき、また、料金が値下がるとしても、人員の整理は統合前にしていただきたい。

検討項目(11)大阪市工業用水道事業との統合について

14	経営健全化策	・累積赤字を抱え、将来赤字基調になるのがわかっているのであれば、改善策も併せて提示いただく事が不可欠。
----	--------	---

検討項目(12)今後のスケジュールについて

15	首長意見の反映	・11月の統合検討委員会を開催する前に、幅広く各首長の意見を統合案に反映することができるよう工夫いただきたい。
----	---------	---

その他

16	協議方針との乖離	・協議方針の「府域全体のメリット」「スリムな組織」「統合案の作成」について、中間報告(案)では企業団と大阪市の考え方が併存している状態であり、クリアできていない。このような状態では、統合という判断が非常に困難。
17	中間報告案の内容	・第1回検討委員会資料の中の今後の検討課題で、「府域全体のメリットの明確化(事業費の削減効果額、水道料金への影響等)」が示されているが、中間報告(素案)の中では示されていない。 ・この報告内容では、統合の方向性を判断できる材料とはなっていない。 ・企業団は、当面は用水供給事業を行う団体として設立されたものであり、末端給水事業の統合については、調整することがたくさんあるので、あせらずにやっていくことが必要。 ・首長、議会に対してこの内容で判断を求めることは非常に困難。